



Title	前「松前藩」の産業政策：撰三篇：序説-施政方針-産業政策機関
Author(s)	南, 鐵藏
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 1, 151-168
Issue Date	1931-04
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10599">https://hdl.handle.net/2115/10599</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_p151-168.pdf



# 前「松前藩」の産業政策 (撰三篇)

南

鐵

藏

序 說——施政方針——産業政策機關

## 序 說

過去は現在に生く、現在の理解は過去の理解に在り、將來の推定は過去と現在の齎す理法に俟つ、過去の事實の發展的形態を釋ねて以て此間の因果の理法を講ずる事これ史的研究の使命となす。又史的研究は其結果を應用する場合にのみ價值あるに止らず、研究それ自体に於いても興味的價值を與ふ。

予は從來經濟史的研究の立場より北海道に於ける産業政策の史的觀察を試みんとした。茲に於いて起り來る問題は先づ其研究を一体何時頃より始むべきかと言ふ事である。

史を按ずるに北海道は大八洲の一なりとも史家は説き總じて我が古人が本嶋を認めたるは久しき以前に始まる。然れ共其施政の及ぶや齊明帝五年阿倍比羅夫後方羊蹄に政所設置すと云はるゝが其後鎌倉幕府開府するや津輕の安東氏をして東方の守護たらしめ本嶋をも管領したりしと雖、遠く本嶋迄は其威令及ばず又治蹟としても武田信廣(松前藩の始祖)渡嶋以前は天文十九年六月廿三日舞季の所謂「東公之嶋渡」と稱する外には、踏跡を印せし事すら無きの状態たりしが故に勿論産業政策の行はるゝ筈も無い。享徳三年若狭の城主武田信廣等安東政季を擁して渡嶋し信廣康正二年の蝦夷の大亂に拔群の大功を立て館主蠣崎季繁の女婿となり、二代光廣の時に於いては諸館主を統一し、三代良廣漸くにして安東氏より「狄之嶋於良廣

「宣守護國內」との判形を得た。四代季廣また蝦夷を威撫し英傑四代間相踵ぎ和人と蝦夷を統一するの難業をよく全うし本島統治に臨みたりと雖、未だ安東氏の一代官たるより一步も脱せざれば謂はゞ此時代は纏ては一藩として獨立すべき基礎建設の時代たるに過ぎず。王政本嶋に及べる既に久しと雖法制を布き禁令を設け嶋民の統治に當る、松前藩政以前に之を索むる事難く、従つて産業政策亦見る事を得ない。

按ずるに北海道の産業政策の研究は松前藩政時代より始むるを適當なりと信ずる。これ松前藩に本研究を採りし所以である。

然らば産業政策とは抑々何を謂ふや、予をして言はしむるならば「産業界に於いて産業上若し弊害が生ずる場合には之を除去せん事を圖り、又常態に在る場合には更に進んで之が發達を講じ、以て尠くも國民經濟の發展を期せんが爲に産業界に向つて執らんとする方策並びに之を實行する行爲を謂ひ、而も其政策主体が何人たるを問はず」と。然るに政策なるものは當爲 *bona* の事項なるが故に主觀的のものである。故に例へ同一場所同一時であつても主体の異なるに従ひ政策の理想・方策等は異らざるを得ないのである。況や時と處とを異にする場合に於いておやである。

題して前「松前藩」とした。之は松前藩政に前後二回ありしが爲である。松前藩の開基は天正十八年十二月蠣崎慶廣が豊臣秀吉より蝦夷島主の待遇を享けしに始まるとする。(註二)

天正十八年豊臣秀吉漸く海内を統一するや機略に長じたる蠣崎慶廣(武田信廣の第五代)は前田利家等と結托し同年十二月上洛して秀吉に謁し、蝦夷嶋主の待遇を享け従五位下、民部大輔に任せられ豊臣の姓及び桐章を賜ひ親藩に准せらる。爰に慶廣は事實上安東氏の羈絆より脱し蝦夷嶋支配權を公認せらるゝに至つた。

越えて文祿二年一月秀吉に謁し、志摩守に任せられ木下吉政に就き封疆制禁の朱印の制書と巢鷹獻上に就き公遞の印書を賜り茲に正式に藩主として本島に臨み、又慶長四年十一月七日大阪に於いて徳川家康に謁し、蝦夷島の地圖及び家譜を呈し氏を松前と改めた。名實共に松前藩を稱せんとならば恐らく此時より言ひ得るであらう。

前松前藩時代の本藩産業政策の主体は藩主十代とし、其期間を天正十八年十二月慶廣の獨立せしより文化四年三月東西蝦夷地を徳川幕府に上知せられし迄の約二百十七年間とする。<sup>(註一)</sup>蓋し此期間は松前藩政以來明治に至る本島に對する各政治的區劃期中最も長期に亘れる時代であつた。<sup>(註二)</sup>

〔註一〕第一代 慶 廣 十一年間(天正十八―慶長五)

第二代 盛 廣 九年間(慶長五―同十三) 第六代 矩 廣 五十六年間(寛文五―享保五)

第三代 公 廣 三十三年間(慶長十三―寛永十八) 第七代 邦 廣 二十四年間(享保五―寛保三)

第四代 氏 廣 八年間(寛永十八―慶安元) 第八代 資 廣 二十三年間(寛保三―明和二)

第五代 高 廣 十八年間(慶安元―寛文五) 第九代 道 廣 二十二年間(明和二―天明四)

〔註二〕前松前藩政時代約二百十七年間(天正十八・十二―文化四・三) 後松前藩政時代約三十三年間(文政四・十二―安政二・一)

前幕政時代 約十七年間(寛政十一・一―文政四・十一) 後幕政時代 約十三年間 (安政二・二―明治)

但し「寛政十一・一―文化四・二間は西蝦夷地は藩、東蝦夷地は幕府直轄 (此區分け著者の想定)

松前氏は封土を賜つたが其領域は一体何れ迄なりしや、之に關しては判然せざるも法文は現在の北海道大島を主域とし管理は屬島全部に及びしものと看做したるが妥當ならずやと思ふ。慶廣が秀吉に初めて謁したる時の秀吉の詞に觀れば、<sup>(註一)</sup>「不思寄秋之千嶋之屋形」といひ而も其蝦夷島主とせる所を併せ考ふれば又其領域屬島全部にも及びたる事を推察せしむ。然し松前氏が根據とせし地は勿論北海道大島である。

北海道の名稱は明治二年の制定にかゝる。松前藩政時代は勿論明治以前の事なるが故に此名を用ふるは妥當でない。さりとて古人は之を指稱記録するに一定の名として無く而も其稱呼は甚だ多かつた。<sup>(註二)</sup>然し其中にても蝦夷島と稱する方比較的適當と思はるゝを以て之を探り、現今の大島を屬島と區別せんが爲に蝦夷島本島又は略して單に本島と稱する事とする。

〔註一〕屬島中には現今の樺太嶋も勿論含まる。

〔註二〕往古北海道の事を本邦人は越州・渡島・越度島・弊賂辨島・蝦夷國・蝦夷島・獲服・東夷・日高見ノ國・毛人

## 前「松前藩」の産業政策

一五四

國・肅慎國（今の渡島の地）夷狄島・夷島・蝦夷千島・松前島・北島等と稱せしといひ、蝦夷人は單にモシリ（島の騷）と云つた。新井君美（白石）は其著「蝦夷志」に樺太を北海道大島と區別せんため北蝦夷と銘名した。

産業政策上自然的對象物として最も大切なものは天然資源の多寡と此資源を包擁する面積の廣袤と交通の便否とを先づ數へ得る。地の目方は人生に對する價值を決定すとも云ふが其面積たるや本州本地の約三分の一に該當するを以て地積としては決して小なりと云ふ可からずである。又本島の自然的形成は南北・東西十字形に相交又せる山脈に依れるを以て山脈の方向は海岸に垂直を成す、故に平行なる場合は全く異り海陸の交通を遮斷すると云ふ事はない。次は天然資源であるが如何に廣大なる面積を有し、交通便なる自然的形成をなすと雖産業に利用し得る資源無くんば政策の施しやうなし、然るに尠くも本島は我が内地とは一海峡を隔てたる北部に位するばかりに氣候は冬季は積雪の地であるが、幸にも海陸の產物は非常に豊富にして就中其海產物に至つては寒暖二流の關係より特に顯著であつた。

然らば商品となり得る原始生産物即ち加工品に對しての意の種類と其産額が前松前藩政時代に於いて幾何ありしやといふに、之に就いては現今の状態を以て直に當時は愚か明治以前を推すといふ事は勿論出來得るものではない。然し明治以前の狀態は大體各時代共に大同小異であるから、其種類に就いては史料乏しき乍らも其中に散見する所のものを蒐集綜合したる產物を以て大體此等が當時存在したりといふ推定をなすも大過なきを得んかと思ふ。

何となれば明治の後代に至れば人爲的原因に依る減滅と、生産技術に依る増加等を以て明治以前に比較すれば大分其種類と數量とに變化を觀る所であるが、之に反して明治維新前に在つては住民は殆ど皆唯自然物の採取のみならずしりしを以て何れの時代も大體に於ては先づ大なる變化は無きものと看做して差支へないであらう。

今古文獻に徴し其主なる種類を掲ぐれば大略次の如くとなる。

## 「狩獵物」

鷹・鷲・鶴・鹿・熊・臘虎・臘豚獸・海豹・狐・狸・水獺・貂等

用途又は製材應ニ愛翫。鴛ニ箭羽。鶴ニ愛翫。鹽漬肉。鹿ニ皮・角。熊ニ皮・膽。臘虎ニ皮。臘豚獸ニ臘豚臍。海豹・狐・

狸・水獺・貂皮。

「漁獲物」 鯡・鮭・鱒・昆布・鰯・鮪・鮑・海鼠・鮫・鰺・烏賊・鯨・章魚・鱈・鮪・鰻・鮫・布海苔等。

「礦産物」 砂金・銀・鉛・銅・砂鐵・硫黃・石炭・石油等。

「林産物」 羅漢柏（俗稱檜）・蝦夷松（又の名を唐松・エゾ松）・柘・其他雜木等。

〔註〕カバは樺なれ共古人は之を便宜上柘と略用したのであらう。柘とは普通はモミザの事である。

次に其産額であるが之は古今に論なく自然的又は人爲的原因に依つて年々と雖一定させるを得ないが先づ大  
量的の觀察を以て標準づくる爲に左に一例を示して見やう。

先づ狩獵物としては應は前松前藩政時代には一時藩の一大財源であつて津輕一統志にも寛文頃の藩主の販賣し  
て得る額は一箇年一二千兩なりしと云ふてゐる。其他鹿以外の狩獵物並びに金屬性礦物に就きては詳ならず。

鹿及び漁獲物・金屬性以外の礦物・林産物等に關しては未だ舊時代を遠く距れざる明治十年の記「北海道出產  
表」（東西兩部總石數高合）を参照するに次の如くである。

鹿 鹿皮 八〇、〇〇〇枚 鹿角 二五〇石

漁獲物

生 鯡	三、〇〇〇石	布海苔	一、四五〇石	鹽 鱈	三、三〇〇石
鯡 類	三四二、〇〇〇石	天 草	二〇〇石	鮎 片 前	一、五〇〇石
鯡 × 粕	三八五、二〇〇石	鮭	七四、二〇〇石	鹽 鱈	一七、〇〇〇石
昆 布	一三八、〇〇〇石	筋 子	一〇〇石	鱈 × 粕	一、五〇〇石
元 捕 昆 布	六、五〇〇石	鱈 × 粕	六七、〇〇〇石	干 鮫	五〇〇石
朋 結 昆 布	四一、〇〇〇石	雜 魚 × 粕	一二、七〇〇石	鯨	一〇〇石
折 昆 布	一七、二〇〇石	新 鱈	六、六〇〇石	鰻	一、〇五七、〇〇〇斤
長 切 昆 布	九、六〇〇石	干 鱈	一一、九〇〇石	煎 海 鼠	二九七、九〇〇斤

前「松前藩」の産業政策

## 前「松前藩」の産業政策

一五六

手繰昆布	三、〇〇〇石	コマイメ	五、三〇〇石	干	二五九、〇〇〇斤
細布	一、〇〇〇石	干雑魚	五、二〇〇石	帆立貝	五三、〇〇〇斤
若布	三、三〇〇石	干鮒	四、八〇〇石	魚油	六、五〇〇挺
礦物硫黄	七、五〇〇石	石炭	五、〇〇〇石		
林産物 檜木榎材木	七、〇〇〇石	檜木柁	三、〇〇〇石	鹿皮	七〇〇石
合計	一、二〇一、七二五石六			椎茸	二、〇〇〇斤

以上に據つて明治維新前の本藩に於ける交易的原始生産物生産能力の大量的標準の推定をなし以て前「松前藩」政當時の状態を察知せんとするのであるが其特に漁産物に富める事は此一例に依つて觀ても容易に知り得る所であり本藩を古來二十萬石の國といふは實に此漁産物を指すのである。

産業上自然状態と相並んで最も重要な關係を有するは産業に従事する「人」である。而して又産業従事者として最も重要な關係に立つは其地の土着者である。何となれば他地方よりの一時的來住者は動ともすれば奪掠的産業とでも云ふべき弊に陥り易きが故に理想としては産業人は土着者に如くはない。然し乍ら爰に問題となるは其土着者なるものが相當文化の域に進める場合なれば問題なきも、若し然らざる場合に於いては産業の發達は土着人のみに俟つ事は困難である。然らば松前氏の開府に際し其産業の本據地たる本島の土着民は如何なるものなりしやといふに、これ全く我が内地とは其事情を異にし小地積に於ける小數の和人の外は大多數の蝦夷人が占據して居た。然るに彼等の文化程度たるや蝦夷は勿論原始的生活を營める無智蒙昧なる種族であつたが、彼等の指導的立場に在る優等人たる和人亦彼等と大差なき低級の生活を送り居し人々であつた。これ彼等の祖先の大部分が其質粗惡なる人々たりしが故であると同時に、本地が内地と一葦帶水の關係上其刺戟無きとの二つに歸する事であらうと思ふ。

先住民族たる蝦夷は其性慓悍にして武事を好み、加ふるに保守的にして忍耐力に乏し。彼等は大体自足經濟を營める者なるが記録によれば安東氏時代既に内地に到つて交易し内地人も蝦夷に到つて交易せし者あるものゝ如くである。即ち永祿八

年二月のルイス・フローエスの書狀に依れば秋田に蝦夷多數來りて貿易し、秋田人も亦時々蝦夷に赴くといひ、又十三往來にも夷船・京船群集し艦先を並ぶといふてゐる。然し乍ら彼等の實生活より觀れば或は穴居し或は笹葺等を以て極めて粗雑なる家屋を建て用器も石器・土器等を専用し居たる輩にして寛政八年頃の「地北寓談」にさへ「このしまむかしよりゑみし等かまつらふのみにて漁獵を以て命を繋ぎ常に獸皮を衣ふくとなし徒跣野處して寒暑を知らず、いまこの御ときまで幾千年」とあるに徴しても其文化生活程度の如何を知る。

又和人の渡來は少くも奈良朝時代には有しやとせらるゝが〔註〕、其渡來の原因を査ぬるに先づ記録上より見る時は謀反者敗戦者及盜賊の類を主とし其他商人・漂流者の幾分を加味してゐる事は蝦夷島奇觀・新羅之記録・吾妻鏡・地北寓談等舊記に記されてあつて其實概して粗惡であつた。彼等は耕耨せず蝦夷と同様天恵に恃みて漁獲を生業とし、内地人と交易する事によつて僅に日用品の需要を充し極めて低級なる生活を送つてゐた人々である。

〔註〕 西村眞次博士は本年二月札幌に來られし際故河野常吉翁の所藏土器に就いて考ふれば和人の渡來は先づ奈良朝時代には既にありたるものにあらざるかと予に斯く告げられた。記録上よりすれば文治五年藤原泰衡が源頼朝の爲に討滅せられし際其殘黨逃れ渡りしを嚆矢とし之を渡黨と云ふと雖純の和人なりや熟蝦夷なりや明ならず。諏訪大明神繪詞參照。然らば松前氏は此等自然的及び人的狀態の下に産業上如何なる政策を執らんとせしか、其理想方針は自然施政方針に含まるゝ事なれば先づ藩政の綱領を通して之を窺ふとせん。

## 施 政 方 針

文祿二年一月蠣崎慶廣は豊臣秀吉に謁して封疆制禁の條目を賜るが其法文次の如くである〔新羅之記録。松前氏略家譜〕。

(三 條 / 制 書)

- 一 從諸國來松前人不申斷志摩守狄之島中自由往還於有命商買者可行斬罪事
- 一 相背志摩守下知行申懸夷人於理不盡之儀者可行斬罪事
- 一 諸法度於有相背者可行斬罪事

(又朱章ヲ賜フ)

一於松前從諸方來船頭商人等對夷人同地人非分儀不可申懸並船役之事自前々如有來可取之自然此旨於相背族在之者急度可言上速ニ可被加御誅罰者也

文祿二年正月五日朱印

蠣崎志摩守どのへ

斯くして秀吉告命して曰く「卿宜ク丞カニ歸國シテ以テ夷狄を鎮ムヘシ」と、慶廣此恩命を承け三月廿八日歸藩し三條の制書を榜掲し士民に示すと共に又大いに東西の蝦夷を會し通詞をして遍く其旨を誦さしむと。

尙徳川家康の代となるや慶長四年十一月上洛して家康に謁し蝦夷島の地圖と家譜を呈し氏を松前と改めし事は既述の如くなるが此時賜りし黒印の制書次の如くである。

定

一自諸國松前へ出入之者共、志摩守不相斷而、夷仁と直商買仕候儀可爲曲事。

一志摩守に無斷而令渡海賣買仕候者、急度可致言上事。

附 夷之儀者、何方へ往行候共、可爲夷次第事。

一對夷仁非分申懸者、堅停止事。

右條々若於違背之輩者、可處嚴科者也、仍如件

慶長九年正月廿七日黒印

松前志摩守とのへ

而して將軍の代替り毎に大抵斯かる内容の制書を賜る事を例としたが綱吉以降は綱吉の例に倣つた、其文次の如くである。

定

一從諸國松前え出入之者共蝦夷人と直商賣之儀堅停止事。

一 無子細而蝦夷え令渡海、賣買仕候者、可爲曲事。若於有之者急度可注進事。

附 蝦夷人其所にて往來之儀者、可爲心次第事。

一 對夷人、非分之儀於申懸者、可爲越度事。

右條々可相守之任先判之旨、彌不可有相違者也

天和二年三月初日朱印

松前兵庫とのへ

と。

此政綱の内容を分析すれば、(一)島内に於いて自由に賣買する事の禁、(二)他州人蝦夷島へ自由に出入する事の禁、(三)和人の蝦夷を逆遇する事の禁の三に歸する。

由來松前氏が政費出途の策として之を商税に索めたるは藩祖以來の方針であつた。

永正十一年良廣蝦夷島を安東氏より託せられ、使者紺備後廣長其印書を持歸るや商船・旅人の税を定む、即ち「從諸州來令商船旅人出年俸、上過半於檜山、則相定紺備後廣長於役取人、加以感使節之功而準門葉也」と、又天文二十年蝦夷商船往還の法度を定むるに「召寄勢田内之波志多夫、居置上之國天河之郡内而爲夷尹、亦以志利内之知蔭多夫爲東夷尹、夷狄之商船往還之法度定、故令從諸國來商買出年俸、配分其内、而資兩酋長、謂之夷役(以上「新羅之記録」より引用)。

内地人が松前の人民と自由に賣買する事を禁止したる理由は此等商税より得らるべき收入を極力洩らす事無からしめんとの方策なるべく、又特に蝦夷との直賣買を禁止したるは以上の理由あると同時に華夷の接觸に因り不慮の夷亂の蜂起せん事を懼れたものであらう。之が實行方針としては後述の如く福山・江指・箱館三湊さんたうの外補港として福山の脇なる吉岡、箱館の脇なる當別の二港を定め、これ以外よりは特に許可なくしては直接船舶の出入は嚴禁した。此等賣買貨物の點檢をなし課税(沖の口口錢を收む)の任に當らしむる爲には沖の口番所を設け有司(註一)を置き、問屋をして其實際を掌らしめ、禁制品の取締は問屋・小宿の義務たらしめた(但し小宿は沖の口番所に對しては直探の關係なし)。

## 前「松前藩」の産業政策

一六〇

〔註一〕沖の口番所の起源は前記永正十一年の役取人に始まり、番所と名付けしは寛永七年下國舎人（ごにかり）が沖の口奉行となりしを嚆矢とす。

〔註二〕東遊記澳之口といふは、高き所に番所をたて、海上を見おろし、大小の船貨物を改る所なり。

〔註三〕江差沖口諸廻船取扱下書寫 一自他船トモ入津ノ節ハ早速宿問屋手代乗込問屋船主船頭名前船名乗數並乗合人数有無調積荷物送狀は勿論其外中荷迄モ員數逸々相記沖口役所へ届ニ付下代一人下役兩人沖改ニ罷出空船ノミニテハ不乗込其他は乗込船外ヨリ脚方篤ト致見分手帳へ控船脚石數不相當ノ船ハ能々相改水主ホマチ品タリ共其届洩候ハ幾度モ追斷爲致相當ノ所ニテ書上申付役所帳面へ書留候

\*自他船とは自國船他國船の意。

\*ホマチ品とは非公然的收得物、但し官は默許した。

人は社會を造り社會亦人を造ると、人とは人の理想を謂ふ。社會には多種あり、然りと雖其中にても最も普遍的にして且強大なる勢力を有するものは政治・經濟の二大社會に如くはない。而して此二者中にも強制力を有するものは前者である。政治社會の特質を最もよく表明するものは何なるか、これ蓋し其制度なりと言つて差支へなきであらう。

「封建主義は當時人々の總ての思想、總ての言語及び總ての行爲中に深く浸潤して其痕跡の及ばざる所なし」と英國のピーヤソン曾て言ひたるが松前氏が蝦夷島統治に臨みたるは實に豊臣・徳川の封建制度時代に終始し殊に其殆どは世にも稀なる完全さを以て中央集權的封建制度を確立履行したる徳川幕政時代であつた。

封建制度は「臣下が主君より忠誠勤勞を盡すを條件として封土を世襲的に受領し上級主權者監督の下に封土内の統治權を行使する制度」であつて一言にせば土地を基礎とせる人的關係である。封土内の人民に對する權りたるや實に萬能にして生殺與奪は封主の一存に在りし程なれば其國法を行使するや獨裁制を原則とし之が理想の如き今日の如き公開の下になさるゝとは異り深く君主の胸中に秘められ洩るゝ事なからしめた。これ君主の利益を本とし民人の福利を本とせざるに因るであらう。

松前氏の本島統治に臨むや他藩と同じく矢張り徳川封建治下の一藩主にして、例へ内地と一葦帶水の孤島に在

りと雖一封土として受領したる事であるから、一面當時の政治社會制度に支配せらるゝと共に他面又自己も之を利用し得るの立場に在つた。依つて松前氏は封鎖主義を探るに一般に入國者を喜ばざると共に特に武士・僧侶・寺判所持せざる者・怪き者等は絶対に上陸せしめず、又一旦上陸し得たる者も引請人なき者・就くべき職無き者は歸國を命じ、藝者・職人等も其要無き時は逗留を許さず。此點檢の第一次的衝に當らしむるに沖口番所を以てし、其實地に當らしむるに問屋を以てした。

元祿四年八月沖口番所奉行への達に曰く「一旅者は如先前水揚げ帳え可記置候自他國々之者男女にかきらす不審成跡於有之は遂穿鑿町奉行え開届沖口改出可申候事一他國より出入之船頭水主宗旨相改銘々寺判持參候様可申付候」

安永八年同じく其令達に曰く「一僧醫男女惣て不審成者乘來候は遂吟味直渡海可申付事一入船見掛次第船宿より申届不待合早々相改可申事」

寛政二年の蠟夷草紙に曰く「松前・箱館・江指ノ三ヶ處ハ松前地ニ於テ三ヶノ港ナリ諸國ノ商船輻輳シテ體ヲ双ヘ礙ヲ御シテ泊スル地也此三ヶ所共ニ沖ノ口ニ番所アリ爰ニテ諸國出入ノ船ヲ改ル若他國ノ船入津スル時ハ沖ノ口番所ノ有司來テ是ヲ糺シ先ツ禁スルハ武士・虛無僧・回國ノ六十六部・道心体ノ者等ハ決シテ上陸ヲ許サス直ニ追戻ス、此外藝者諸職人等松前ニ好ミ無レハ徘徊ヲ許サス、他國者ノ徘徊スルニ漁業ノ日雇稼ニテ此地ニ越年スル者アレハ改メテ越年役（中略）ヲ出サシム。六月以後ハ他國人ヲ拂フカ國法ナリ其年ノ春ニ渡來ル者ヲ改メテ其者ノ國元ヘ歸ルヘキ旨ヲ斷テ押シ返スナリ」

此方針の目的たるや恰も徳川氏が西・葡兩國の領土的の野心と相俟つて金銀に對する野心あるを觀取し之を防禦せんとして鎖國方針を執りしと同様松前氏も領土の保全と宗教上の問題あると同時に特に産業的、經濟的方面には相當の根據が置かれたやうである。即ち其表面的理由としては戸口増殖せば米價騰貴すと言ふに在る。

蠟夷草紙（前文つゞき）其制度如何トナレハ六月ヨリ末秋冬ハ漁獵稼等ノ産業モ不定ナレハ無益ノ人松前ニ滞留スレハ國産ヲ費シテ惡シト云リ

北嶋志（嘉永七年著）他州人留滯松前則糜費國財、故逐之、又嚴禁民滋殖蓋恐戸口増則米價沸騰也松前政事大率多此類也  
然し乍ら同時に其裏面には他州人の其巨利ある事を幕府に告ぐる事なきかをいたく懸念せし爲なりとも言はる

北海道開拓問書に曰く「人ノ其利ヲ知り幕府ニ告ケン事ヲ恐レテ方法ヲ設ケ人ノ入ルヲ禁シタリ」と。而して之が事實として推せらるゝ所のものは例へば寛永九年の蝦夷蜂起せし時等幕命に依り援軍として渡島せる津輕藩をして強ひて後詰とし松前に留めて奥地に入るを遮り、同藩密使牧只右衛門一行西蝦夷地に入ると知るや怒りて之を撃沈せんとし又水戸光圀の大船を石狩に派せんとするや副將軍の威を以てするも尙藩名を脱し商估の名義に非ずんば入るを得ざらしめ、元文中坂倉・後藤等幕命を奉じ金山探掘の爲め公然渡海せしに對しても其藩記録には罵つて以て惡漢と爲す。寛政十年十月幕府の特旨を奉じ西蝦夷巡視の任に在る三橋方成に對しても尙且石狩以奥に入るに異議を陳して止まず。即其隨從武藤勘藏の蝦夷日記に「此處より奥地巡見成がたきよし松前役人より申立候應接六ヶ敷一日逗留」とあるによりても推せらる。

上陸者の手續を爲さしむるも亦嚴であつた。先づ問屋をして船届帳に記名して沖口番所へ届出でしめ、それより上陸者をして問屋、小宿中より引請人を決定せしめ、其宿へ引渡す。引請の旅人宿よりは上陸者の本國・名前引請人別にある時は其名を帳簿によつて一々呼び上げ其外年齢・宗旨・用件及び稼方等に就き調べ吟味し不審の點なき時始めて滞留許可の旨を書上げ、又町役所にて之を改め、以上の書類に依つて役所帳面へ登録せしめ、又旅人宿をして旅人出替り毎に其記帳を嚴にせしむるといふ方針を執つたのである。

(江差沖口御收納庫・沖口御奉行衆へ差出候書面下書寫。明和六年一月往來宿への藩令)

此封鎖方針は其目的こそは異なるれど又本島内にも現はれ藩主慶廣は熊石・龜田の地を境として城下福山の方を和入地、<sup>(註一)</sup>其反對の方を蝦夷地と定め、和入地には從來雜居せし以外の蝦夷の來住を許さず又蝦夷地には和人の往住を許さず、兩地に番所を置きて通行者の検査をした。

即松前氏開府の頃本島は和人は東は龜田、西は熊石より福山城下へかけ數十里の地域を蝦夷を交へて占有し蝦夷は其反對の廣大なる地を悉く占據してゐた。慶廣は此現狀により前者を和入地、後者を蝦夷地として區劃したのである。

〔註一〕和入地は福山城下を中心として其以西を西在<sup>にしむ</sup>(又は上在<sup>かみむ</sup>)、以東を東在<sup>あかむ</sup>(又は下在<sup>しもむ</sup>)と呼ぶ。

〔註二〕蝦夷地は西北部を西蝦夷地(又は上蝦夷地)、東南部を東蝦夷地(又は下蝦夷地)と唱ふ。此外俗に口蝦夷地(又は近蝦夷地)、奥蝦夷地(又は遠蝦夷地)の稱あり。東蝦夷地にては大抵幌臈、西蝦夷地にては神威岬若くは雄冬岬を以て境と

し、和入地の方を口とし其反對の方を奥とした。

此區劃の目的は少くも彼の康正二年以來華夷の接觸に因り恐るべき夷亂の蜂起せん事に苦慮を有したる事なれば之に備へんが爲であつた。而して和入地に於ける和人は又藩規としては更に之を封鎖した。即名主に無斷土着せる者は其村拂たる事、一旦土着せし者は他村へ移住せざる事、國籍不明の者・無職の者及び曲者等發覺の場合には之を上申すべきものとした。其龜田・箱館奉行へ令達するに次の如きものである。(條文抜萃)

定

一 自他國之者奉行名主え無斷有付候は其村拂可申候自然國所不分明渡世之營無之様子疑鋪は子細相尋町奉行所迄可申越候事

一 支配之村々百姓老人も他村え有付間鋪候惣て跡目無斷絕様可申付候事

一 親類に逢候とて他國より來候者有之候は其者の歸候節松前え遣し可相返候若當領内之百姓親類に逢候とて他國行候は子細相尋可差遣候事

右之趣急度可申付者也

元祿四未年四月黒印

又西在に就きては同じく同年三章の令達あつて以上の條文中前二條は同様にして第三條目として次の條文あり之は餅番所奉行達と同様である曰く

一、西在郷に近年猥に年取候百姓其外處々へ出候様に急度可申渡候若し無據西在へ年取候百姓は步錢申付候と其理由とする本意は明に知る能はざれ共蓋し内地人又は蝦夷と密交易をせしめざる事、蝦夷と接觸し易からしめざる等の事を數へらるべきには非ざるか。

次に蝦夷地に對しては寛文九年の蝦夷大亂ありてよりは和人の蝦夷地往住は嚴重に禁止した。<sup>(註)</sup>

蝦夷記（寶永七年頃の著）蝦夷地には松前家より日本人を指置申されず候先年金堀、鷹師など往住仕候得共しやむしやぬん・おにひし等一亂有之以後日本人は指置申されず候得は蝦夷人仕置の障りに成候由。

〔註〕西海岸なる積丹半島神威岬の女子通行は神靈の祟ありとし藩之を禁止したるを以て遂に婦女の送別として追分節の濫觴をも致したると云ふが其一説には之に因みて藩が和人の往住を阻止せんとする一策をも含むものなりといはる。此藩令元祿四年に出づと云ふも予未だ記録上には之を見ず。

要するに松前氏は（一）交易税よりの収入を洩らさざらんが爲、（二）人口の増殖に因り島内經濟的利益を徒費せざらんが爲、（三）島内産業の利益を幕府に沒收せられざらんが爲等を主たる目的として鎖島政策を執り又内に對しても亦非經濟的なると共に經濟的目的を以て封鎖政策を行ひ對外内を通じて交通自由の束縛の方針を執つた産業の發展は云ふ迄もなく交通の便否に最も左右せらる。斯かる自然的不可抗力に依る場合と雖人爲の能ふ限りの方策を廻して其不便を除去する事に努めざる可からざるに、松前氏は以上の如く之と全然反對の方策を探りて上々の策とせし事は果して蝦夷島産業發展上如何なる結果を見るに至りしか。

最後に産業人としての對蝦夷方針である。産業の發展上には産業人としては云ふ迄もなく優等人種たるに如くはない。而も土着人たるを理想とする。然るに本島土着先住異人種たる蝦夷は既に知る如く一は其性甚だ獷猛たる事と他は其文化程度が甚だ低級であつた事である。斯くの如き場合に於いて採らるべき手段は二つあり一は彼等を教導して富源開發の利用に有効ならしむるか、然らずんば彼等を能ふ限り永く程度の低き文化の儘に持續せしめて統治し易からしむるかに在る。前者に於いては若し彼等が文化の向上をなせば漸次彼等に對し無理なる利益の要求は不可能となる。然し此要求をなす事を理想とする場合には勢ひ、第二の彼等を愚にするより外はない。然し乍らこれ全く消極的の政策にして産業上最も關係深き所の産業地の最も多數の人口を占むる土着民に對し文化の向上を阻止して資源開發に果して何の意義を齎すやである。然るに藩は其方針を後者に採つた。藩主九代道廣の言にも「夷人は夷人一統の理ありてこれを守り舊習性と成ていかに教るとも導きがたき偏僻の性あるものなり、しかれ

ば今の如く愚にして、おさまめやすからんに、しかさるへし〔地北寓談〕と。然し此方針は當に道廢のみならず松前氏各代を通しての一般的傾向にして高田屋嘉兵衛も「松前ニテハ一ケ年ノ運上サハ相納り候へハ何モ貪着ハ無之譯ユヘアイノ共ノ氣合ナトハ貪着モ不仕事ト相聞ヘ候」(松前秘説)と言ふに徴しても其教化的方針なき事は明に推し得る。其他國禁として蓑笠を被らしめず草鞋・脚絆を穿たしめず和語・和風・農耕を禁ずとは藩意なりや場所請負人の策なりや藩令に無き事なれば疑ふべしと雖、例へ場所請負人の意なりとするも事實は事實にして、此事實に對し藩は默認の方針を執りしと云ふ事のみは確である。

渡嶋筆記(文化五年著) 松平氏の時蝦夷を人とせず、能和語を解するものあれとも堅くいはしめず、跣して鞋を用ひず、穀を種ることゆるさず、これをもて教とす。他の故なし漁に一ならしめんとの工夫のみ、漁に一なれば利あり。

北海道志(卷十六) 其夷人ヲ待ツ法制大ニ異リ五穀ノ種ヲ與ヘ文字ヲ教ヘ内地ノ言語ヲ習ヒ蓑笠ヲ被リ脚絆草鞋ヲ著ケ凡内地ノ教化ニ染漬スルヲ禁ス、之ヲ犯ス者ハ刑アリ多ク物ヲ出シテ以テ罪ヲ贖フ蓋之ヲ愚ニシテ治メ易カラシメント欲スルナリ。

蝦夷地の儀に付申上候書付(天明六年二月松本伊豆守の意見書) 蝦夷人共も農業を相好み罷在候様子に候處、是迄作方の儀は、志摩守方より制候由是は畢竟漁獵其外運上等大々引請の商人共有之候故、此者共手を引候えば、志摩守勝手向差支に相成候間彼等より申進め、農業を禁じ候儀にも可有御座候哉云々

蝦夷草紙(寶政二年著) 蝦夷地内へ穀物ノ種ヲ持渡ル事ヲ許サズ

渡嶋筆記 禾黍を種るものあり屋邊に曠野有といへとも必ずて、遠く山谷の間に行て作る。たま／＼宅の側蕪菘蘿蔔を植かくのときは人の努すむを思と和人の來りて交易をつとむる輩漁を妨げんことを惡みて制するとによれるに似たり。

松前氏は以上の如き産業方針の下に御朱印權の確保をなさんが爲には沖の口へ高札を以て法三章(一蝦夷と直接む。一故なく蝦夷地へ入る者は罪に抵る。)を掲げ入國者をして其戒めを周知せしむるあり、或は幕府へ献金し或は一蝦夷を待遇する横逆非理あることなかれ)を掲げ入國者をして其戒めを周知せしむるあり、或は幕府へ献金し或は將軍以下の有司諸侯等に領内の特産物を贈賄し巧妙なる歡心を買ふと共に、他方例へば松平定信の蝦夷經綸を策するや中山愛親・高山彦九郎等勤王の士と竊に結托し幕府を牽制する等、藩是維持の爲には藩主自ら幕府の幽囚となるも敢て辭せざるの決意を以てし、斯くして獨永く全島の産業利益を壟斷せんとしたのである。

## 産業政策 機關

松前氏の産業方針は如何なる機關を通して行はれたるか。本藩も大体他藩と同じく幕府の制に模倣したるが然し内地とは産業も特殊的地境にあれば従つて特異の方面も無きを保せず。前松前藩時代の藩政機關の主なるものは藩廳としては家老・用人。寺社町奉行・町吟味役。檜山奉行(又は江指奉行)。沖の口番所奉行・沖の口吟味役。龜田奉行。厚岸勤番・宗谷勤番(の外勘定奉行・勘定吟味役・目付)等あり(以上主として公的のもの)。尙此外御用の間・寄合中・近習守・中書院番頭・大廣間番頭・弓の間・樓奉行・作事奉行・弘鋪番・北の丸御蔭居番・料理の間・鍵取臺所賄方・仲間頭・門番所等(以上藩邸内の役)あり。此外献上鯨番所奉行・煎海曳奉行・尾甲別山奉行等臨時に設けたるものもありしやうである。又自治機關としては和入地にては名主・肝煎・五人組、蝦夷地にては蝦夷たる乙名・小使・土産取等である。今此内産業關係機關たるものゝみにつき簡明に表解すれば次の如くとなる。

家老	用人	寺社町奉行	町吟味役	沖口番所奉行	沖口吟味役	龜田奉行
藩最高機關にして藩主を輔佐し全島に向つて號令す。三、四名を置く	家老の次席にして家老を輔佐す、其數三、四名。右筆此下に在りて文書を處理す。	町奉行は慶長年間已に其名ありと云ふが初め市在の民政と蝦夷を支配せしも、龜田・檜山兩奉行設置後は此地方の民政は兩奉行に譲る。享保十八年には人員二名。此下に下代(しただい)あり専ら他國旅人を支配す。又小使あり松前町を支配。	町奉行の政務を監視す。天明七年設置。此下に下代、小使あり。	松前に出入する船舶旅人を點檢取締し徵稅する。寛永七年には既に設けらる。	沖口事務を監視す。天明八年設置。此下に下代・下使あり。	初め檢斷の名にて龜田地方の政務を行はしめしが箱館奉行設置せられ奉行を福山より派遣し木古内村以東の民政並に沖口事務を司らしむ。下代以下は地役人を用ふ。寛保元年奉行所を箱館に移すも尙龜田奉行或は龜田箱館奉行と記すあり。

(1) 今の有珠郡伊達村。

關

檜山奉行

延寶六年檜山開設に始まる。奉行を福山より派し、小砂子村以北の江差地方の民政と沖口事務、藩領内の材木關係一切を司る。檜山の衰へたる後は民政と林政とを區別して檜山奉行或は江指奉行又は檜山江差奉行と稱す。此下に下代二人（地役人）十日交替とす。此下に小使あり（地位は名主の上に在る。）

厚岸勤番

寛政元年國後・日梨の亂により同二年勤番所設置、番頭・目付各一人を置きて其地を取締る。

宗谷勤番

同上

名主 和内地直領地の町村の長、一箇町村又は數箇町村に一名。年寄・小頭は輔佐役。

煎煎 和内地藩士知行所の長、名主と同様なれど臣領地は名主と云はず。

五人組 (名主・煎煎は官命なれど官より干渉なく公務を執る、皆土着人。)

乙名(酋長) 部落を統率し漁獵に部民を指揮し部落を代表す。數部落ある時は乙名の上に總乙名あり。

小使 乙名の輔佐役。乙名は産業上の形式的統率者なれ共小使は其實際に當る。

土産取 其産業上の立場は小使と略同様と看て差支ない。

蝦夷地人 土産取

附言 以下説述中領主とは藩主のみならず、知行主をも含む。

松前氏は以上の如き主義方針の下に且つ以上の如き機關を通して藩内産業に對する政策は如何に實行したりしか、又爲し得たりしか、若し其政策の經過にして變遷を看たりとせば夫は抑々如何なる原因に由來せしか、又方針と其政策實施に依つて本島産業界は如何なる結果を生じたりしや、其結果の原因は松前氏の執れる産業政策の如何なる點に歸せしむべきやは爾後の研究に俟たんとする。

參考及引用文献

舊記(寫本) 新羅之記録・津輕一統志・松前蝦夷記・蝦夷志・北海隨筆・福山秘府・松前志・東遊記・蝦夷拾遺・蝦夷草

紙・蝦夷俗話・地北宮談・松前地並東西蝦夷地明細記・松前年曆捷徑・休明光記・松田氏四六筆記・北夷談・福山舊事記・

前「松前藩」の産業政策

松前秘説・渡嶋筆記・東夷周覽・東海參譯・松前福山諸捷・江差沖之口御收納廉書・江指兩御役所諸役御收納廉書・松前氏略家譜・松前方言考・蝦夷物産誌・蝦夷大鑑・問屋要記等。

同 (木版刷) 日本書記・和漢三才圖會・蝦夷志・蝦夷行記・北嶋志等。

(新羅之記録は正保三年著、以下大略年代順なるも著者名と共に本稿に之を略し最後に譲る)

### 明治以後のもの

第二農政問題研究(高岡博士)・大日本地名辭書(吉田博士)・蝦夷地名解(永田氏)・蝦夷年代記(松浦氏)・北海道出産表・北海道舊土人(河野翁)・北海道史第一(北海道廳)・北海道志(同上)・經濟學全集(福田博士)・經濟政策學原理(那須博士)・日本經濟史(瀧本博士)・日本經濟史の研究(内田博士)・日本經濟史原論(本庄博士)・日本經濟史概説(同上)・小樽區史(渡邊氏)・歐洲社會制度發達史(高橋博士)・札幌區史(札幌區役所)・徳川幕府の米價調節(本庄博士)等(以上ABC順)。

本稿固より未熟のものなれば上梓すと雖誤謬不足の點尠しとせざるであらう、然し之に就いては今後諸先生諸先輩の御指導を仰いで補正したいと思ふ。

(昭和六年四月八日脱稿 法經會論叢創卷號掲載)